

2 9 社会福祉法人等の指導援助

〔現況及び施策の方向〕

社会福祉法人に対してその適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保及び社会福祉施設（事業）の適正な運営の確保を図るため、運営指導及び指導監査の充実を図る。

〔事業の内容〕

1 社会福祉法人等の運営指導（予算額 15,704 千円）

法人等指導監査強化事業

社会福祉法人は、地域における社会福祉事業の主たる担い手として高い公共性を有する団体であることから、その事業が確実、効率的かつ適正に実施されるよう、経営基盤の強化及び提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、運営指導及び指導監査の充実・強化を図る。

なお、会計経理及び労務管理に係る監査について、専門的知識を持つ公認会計士及び社会保険労務士を非常勤特別職に任命し、実地にて指導監査を実施することにより、指導水準の向上を図る。

第1表 指導監査（実地）の実施状況

（単位 所、％）

区 分	社会福祉法人			社会福祉施設		
	対 象 数	実 施 数	実 施 率	対 象 数	実 施 数	実 施 率
令和7年度	65	23	35.4	321	116	36.1
令和6年度	64	19	29.6	316	214	67.7
令和5年度	64	22	34.3	315	173	54.9

2 民間社会福祉施設運営基盤の充実（予算額 690,015 千円）

民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の助成

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施している退職手当共済事業について必要経費の3分の1を助成する。（昭和36年度創設）

第2表 独立行政法人福祉医療機構に対する補助の状況

（単位 所、人、円、千円）

区 分	加入施設数	加入職員数	1人当たりの補助単価	補 助 額
令和7年度	1,487	11,775	67,370	793,282
令和6年度	1,484	11,958	50,700	606,271
令和5年度	1,485	12,214	48,770	595,677

（注）広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国1/3、県1/3、共済契約者1/3〕

3 高齢者福祉保健施設の整備（予算額 2,342,194 千円）

(1) 広域型介護保険施設等の整備

高齢者の個性やプライバシーを重視した「個人の自立を尊重したケア」を目指し、「第9期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者福祉保健施設の個室・ユニット化を進めるなど、生活環境の向上を推進する。

(2) 地域密着型介護保険施設等の整備（予算額 1,718,690 千円）

法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等を補助することにより、介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保する。（平成27年度創設）

事業名	事業内容														
地域密着型サービス等整備助成事業	小規模介護施設等の整備に対する補助（県 10/10） 新たな小規模介護施設等を設置する経費に対して、施設種別の配分基礎単価に応じ補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td><td>5,280 千円×整備床数</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>39,600 千円／一施設</td></tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td><td>39,600 千円／一施設</td></tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>7,000 千円／一施設</td></tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>39,600 千円／一施設</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	5,280 千円×整備床数	小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円／一施設	認知症高齢者グループホーム	39,600 千円／一施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円／一施設	看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円／一施設		
対象施設	配分基礎単価														
地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	5,280 千円×整備床数														
小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円／一施設														
認知症高齢者グループホーム	39,600 千円／一施設														
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円／一施設														
看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円／一施設														
介護施設等の整備（創設）にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備支援事業	広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に対する補助（県 10/10） 介護計画で定める施設を創設する条件の下に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業経費に対して、配分基礎単価に応じ補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>広域型老人保健施設、ケアハウス（定員 30 人以上）等</td><td>1,330 千円×定員数</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	広域型老人保健施設、ケアハウス（定員 30 人以上）等	1,330 千円×定員数										
対象施設	配分基礎単価														
広域型老人保健施設、ケアハウス（定員 30 人以上）等	1,330 千円×定員数														
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の開設準備経費に対する補助（県 10/10） 新たな介護施設等を設置する場合等に、円滑な開設を図るため、開設準備に要する経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td><td>784 千円×定員数</td></tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td><td>784 千円×定員数</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>784 千円×宿泊定員数</td></tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>784 千円×宿泊定員数</td></tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td><td>784 千円×定員数</td></tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>13,280 千円／一施設</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	784 千円×定員数	地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	784 千円×定員数	小規模多機能型居宅介護事業所	784 千円×宿泊定員数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	784 千円×宿泊定員数	認知症高齢者グループホーム	784 千円×定員数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,280 千円／一施設
対象施設	配分基礎単価														
特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	784 千円×定員数														
地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	784 千円×定員数														
小規模多機能型居宅介護事業所	784 千円×宿泊定員数														
看護小規模多機能型居宅介護事業所	784 千円×宿泊定員数														
認知症高齢者グループホーム	784 千円×定員数														
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,280 千円／一施設														
大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業	既存の介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入事業に対する補助（県 10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等</td><td>300 千円×定員数</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等	300 千円×定員数										
対象施設	配分基礎単価														
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等	300 千円×定員数														
介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業	介護予防・健康づくり・防災に対する意識共有を図るために必要な備品購入費、出前授業の講師謝金等に対する補助（県 10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>介護予防拠点</td><td>124 千円×施設数</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護予防拠点	124 千円×施設数										
対象施設	配分基礎単価														
介護予防拠点	124 千円×施設数														
介護施設等における看取り環境整備事業	介護施設等における看取り環境を整備する事業に対する補助 介護施設等における看取り対応のため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設改修に対する補助（県 10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等</td><td>4,130 千円/一施設</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	4,130 千円/一施設										
対象施設	配分基礎単価														
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	4,130 千円/一施設														
簡易陰圧装置設置経費支援事業	介護施設等における簡易陰圧装置設置経費に対する補助 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、陰圧装置設置に係る経費に対する補助（県 1/3） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>介護保険施設、養護老人ホーム等</td><td>5,340 千円/台 (定員数を上限)</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護保険施設、養護老人ホーム等	5,340 千円/台 (定員数を上限)										
対象施設	配分基礎単価														
介護保険施設、養護老人ホーム等	5,340 千円/台 (定員数を上限)														

事業名	事業内容	
ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	ゾーニング環境等の整備経費に対する補助 介護施設等における感染防止のためのゾーニング環境等の整備経費に対する補助（県1／3） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）	
	対象施設	配分基礎単価
	広域型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ等	ユニット型施設での玄関室設置 1,240千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 7,410千円/1か所 家族面会室 4,330千円/1施設・事業所
介護職員の宿舎施設整備事業	介護職員の宿舎施設を整備する事業に対する補助 介護施設等の事業者が当該施設に勤務する職員のために宿舎を整備する経費に対する補助（県1／3） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）	
	対象施設	配分基礎単価
	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院等	整備費用の3分の1（介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を上限とする。）

(3) 軽費老人ホームの運営(予算額 623,504千円)

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安がある人などを対象とした入所施設である軽費老人ホームについて、その運営費を助成する。

第3表 軽費老人ホーム運営費補助金の状況

(単位 人、円)

施設種別	令和7年度		令和8年度	
	定員	決算額	定員	予算額
軽費老人ホーム	1,084	622,428,000	1,084	623,504,000

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

第4表 高齢者福祉保健施設整備目標数

(単位 人)

区 分	令和5年度末 整備数	令和6－8年度 整備予定数	療養病床からの転換 を除く整備予定数	令和7年度 整備数	令和8年度末 整備目標数
養 護 老 人 ホ ー ム	1,788	0	0	0	1,788
特別養護老人ホーム	14,079	257	257	99	14,453
軽 費 老 人 ホ ー ム	2,341	0	0	0	2,341
介護老人保健施設	8,642	0	0	0	8,642
介 護 医 療 院	2,373	52	0	0	2,425
合 計	29,340	309	257	165	29,649

(注) 広島市、呉市及び福山市分を含む。

4 高齢者虐待予防対策の推進

平成18年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されたことに伴い、法の趣旨等を県民、事業者、関係団体、市町等に対し、普及啓発を図る。

また、虐待防止施策に反映させるため、県内の高齢者虐待の状況を把握するとともに、集計結果を公表する。

県内23市町が「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置して虐待防止対策に組織的に取り組んでおり、引き続き、市町及び関係団体とも連携し、高齢者虐待の防止、養護者の支援に努める。

5 介護サービスの質の確保・向上（予算額 52,138 千円）

(1) 介護保険サービス適正利用推進事業（予算額 3,137 千円）

介護保険サービスに係る相談や苦情に対する市町の体制強化を図るため、市町の苦情処理担当者の研修等を実施して、介護サービスの適正利用を推進し、適切な介護サービスを確保する。（平成 23 年度創設）

(2) 事業者の指定・指導（予算額 30,421 千円）

介護サービス、介護予防サービスを提供する事業者（施設）の指定・開設許可を行うとともに、指導監査を実施する。（平成 12 年度創設）

第 5 表 指定事業者数

サービス区分	指定件数
居宅サービス事業所	3,210
介護予防サービス事業所	1,836
介護保険施設	344
計	5,390

- (注) 1 保険医療機関や保険薬局のみなし指定事業所については、「(介護予防) 通所リハビリテーション」、「(介護予防) 短期入所療養介護」以外は計上していない。
 2 令和 8 年 4 月 1 日現在の数値による。
 3 指定権限が移譲されている広島市、福山市、呉市、三次市に所在する事業所も含む。
 4 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び総合事業のサービスを除く。

(3) 介護サービス事業管理システム運営（予算額 13,996 千円）

介護保険事業者情報管理システム等を運営し、指定・指導等の事業者情報を一元的に管理するとともに、市町との情報ネットワークによる共有化により介護保険事業者の適正かつ効果的な指定・指導事務の体制を確保する。（平成 19 年度新規改編）

項目	内容
介護保険事業者の情報管理	・開設者情報・事業所情報・報酬情報（加算情報）等の入力・管理、新規指定事業者の事業所番号付番 ・指導・監査情報等の管理
関係システムへの情報連携	次の関係システムへ情報を提供 ・国民健康保険団体連合会システム ・介護支援専門員管理システム
市町オンラインネットワーク化事業	・県と市町を情報ネットワークで結び事業者情報を共有化

(4) 介護サービス情報公表制度事業（予算額 4,584 千円）

介護保険法に基づく制度の円滑な運営、介護サービス情報の利用促進及び介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者の介護サービス情報をインターネットで公表する。

また、必要に応じて、介護保険事業者に対して、公表に係る調査を実施する。（平成 18 年度創設）